

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 条 例

- 条例第1号 宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例  
 .....(総務課) …2
- 条例第2号 宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例  
 .....(総務課) …3
- 条例第3号 宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例  
 .....(歴史まちづくり推進課) …5
- 条例第4号 宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
 .....(建築指導課) …7
- 条例第5号 宇治市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例  
 .....(こども福祉課) …7
- 条例第6号 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 .....(こども福祉課) …7
- 条例第7号 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 .....(保育支援課) …8
- 条例第8号 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 .....(保育支援課) …8
- 条例第9号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 .....(国民健康保険課) …9
- 条例第10号 宇治市議会の個人情報の保護に関する条例  
 .....(議会事務局) …10

### 議 会

- 規程第1号 宇治市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程  
 .....17

### 教 育 委 員 会

- 規則第1号 宇治市立の小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則  
 .....26
- 規則第2号 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則  
 .....26
- 規則第3号 宇治市大久保青少年センター館長に関する規則 …27
- 告示第4号 教育委員会の招集 .....27

### 監 査 委 員

- 公表第5号 定期監査の結果に基づく措置の通知 .....27
- 公表第6号 定期監査の結果に基づく措置の通知 .....27
- 公表第7号 財政援助団体等監査の結果に基づく措置の通知 …28
- 公表第8号 定期監査の結果の報告 .....28

### 農 業 委 員 会

- 公告第3号 農業委員会定例総会の招集 .....28

## 条例

宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例を、ここに公布する。

令和5年3月24日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市条例第1号

宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料等）

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付又は実施機関（市長（公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）が定める方法により開示を受ける者は、当該写しの交付又は当該実施機関が定める方法に要する費用を負担しなければならない。

（宇治市情報公開・個人情報保護審議会への諮問）

第4条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和5年宇治市条例第2号）第2条第1項に規定する宇治市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

（運用状況の公表）

第5条 市長は、毎年度、実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（宇治市個人情報保護条例の廃止）

2 宇治市個人情報保護条例（平成19年宇治市条例第2号）は、廃止する。

（宇治市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

3 次の各号に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の宇治市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は第11条第5項の規定によるその同条第1項に規定する事務事業（以下「事務事業」という。）に関して知り得た旧個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者

(2) 施行日前において旧条例第11条第2項に規定する受託者であった者又は受託した事務事業に従事していた者

4 施行日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに第37条第1項又は第2項の規定による中止がされた場合における措置等については、なお従前の例による。

5 何人も、正当な理由がなければ、施行日前において旧条例第50条第1項に規定する公文書（旧実施機関の意思に反して、当該実施機関の保有を離れたものを含む。以下「公文書」という。）に記録された旧個人情報の全部又は一部を施行日以後に機器による印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により他の記録媒体に複製してはならない。

6 何人も、正当な理由がなければ、前項の規定に違反して記録媒体に複製された旧個人情報の全部又は一部を施行日以後に同項に掲げる方法により当該記録媒体以外の記録媒体に複製してはならない。以後の段階にわたる複製についても、同様とする。

7 何人も、正当な理由がなければ、旧個人情報が記録された公文書又は前2項の規定に違反して旧個人情報の全部又は一部が複製された記録媒体（以下「不正記録媒体」という。）を施行日以後に譲り受け、借り受け、所持し、譲り渡し、又は貸し渡してはならない。

8 市長は、前3項の規定に違反する行為をしている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

9 市長は、附則第7項の規定に違反して公文書又は不正記録媒体を所持している者に対し、当該公文書若しくは不正記録媒体の提出を命じ、又は当該不正記録媒体に複製された旧個人情報の消去その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

10 市長は、附則第7項の規定に違反して公文書又は不正記録媒体を譲り渡し、又は貸し渡した者に対し、当該公文書又は不正記録媒体の回収及び提出を命ずることができる。

11 市長は、前3項の規定による命令に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、附則第5項から第7項までの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は市長が指定する者に、附則第5項から第7項までの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の建物に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

12 前項の規定による立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

13 附則第11項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

14 旧実施機関の職員若しくは職員であった者又は旧実施機関の職員以外の者で旧実施機関の旧条例第5条第3項第3号に規定する個人情報取扱事務に従事しているもの若しくは従事していたものが附則第5項の規定に違反したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

15 前項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(1) 附則第6項又は第7項の規定に違反したとき。

(2) 附則第8項から第10項までの規定による命令に違反したとき。

16 附則第14項に掲げる者以外の者が同項に掲げる行為をしたときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

17 附則第14項に掲げる者以外の者が附則第15項各号のいずれかに該当するときは、6月以下の懲役又は300,000円以

下の罰金に処する。

18 附則第11項の規定に違反して報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、300,000円以下の罰金に処する。

19 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第14項から前項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

20 附則第5項から前項までの規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

21 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（宇治市手数料条例の一部改正）

22 宇治市手数料条例（平成12年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び宇治市個人情報保護条例（平成19年宇治市条例第2号）第23条第2項の規定による公文書（公文書を複製したものを含む。）の閲覧及びその」を「の規定による公文書（公文書を複製したものを含む。）の閲覧及びその写しの交付並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の規定による閲覧又は」に改める。

（宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例の一部改正）

23 宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例（平成20年宇治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第69条」を「一第70条」に改める。

第69条を第70条とし、第68条を第69条とし、第67条の次に次の1条を加える。

第68条 第53条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

（宇治市いじめ調査委員会設置条例の一部改正）

24 宇治市いじめ調査委員会設置条例（平成26年宇治市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

（宇治市いじめ再調査委員会設置条例の一部改正）

25 宇治市いじめ再調査委員会設置条例（平成26年宇治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

（宇治市行政不服審査会設置条例の一部改正）

26 宇治市行政不服審査会設置条例（平成28年宇治市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第11条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

（揭示済）

宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例を、ここに公布する。

令和5年3月24日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市条例第2号

宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、宇治市情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 次の各号に掲げる事項を処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、附属機関として、宇治市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年宇治市条例1号）第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審議会は、情報公開の制度又は個人情報保護の制度の運営に関する事項について、市長に建議することができる。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問実施機関 宇治市情報公開条例第18条第1項の規定による諮問をした実施機関（同条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。）及び個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関（宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項に規定する実施機関をいう。）

(2) 公文書 宇治市情報公開条例第17条に規定する公開決定等に係る公文書（同条例第2条第1号に規定する公文書をいう。）

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）

（組織）

第4条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（部会）

第7条 会長は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

（審議会の調査権限）

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第10条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第11条 審議会は、第8条第3項若しくは第4項若しくは前条の規定による意見書若しくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの意見書、資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書、資料又は主張書面の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定によ

る閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査及び審議の手続の非公開）

第12条 審議会が諮問に応じて行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第13条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

（他の制度との調整）

第14条 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問がなされた場合における調査審議の手続については、第8条第4項、第9条、第10条、第11条第2項及び第4項並びに前条の規定にかかわらず、行政不服審査法及び個人情報保護法の規定による。

（庶務）

第15条 審議会の庶務は、情報公開・個人情報保護担当課において処理する。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第17条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2項の規定による廃止前の宇治市個人情報保護条例（平成19年宇治市条例第2号。以下「廃止前の個人情報保護条例」という。）第43条第5項の規定により宇治市個人情報保護審議会の委員に委嘱されている者及び附則第5項の規定による改正前の宇治市情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）第20条第5項の規定により宇治市情報公開審査会の委員に委嘱されている者（以下「旧委員」と総称する。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第4条第2項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、審議会の委員に委嘱された者とみなされる者の委員としての任期は、施行日における従前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 旧委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 施行日前に廃止前の個人情報保護条例第41条第1項の規定により宇治市個人情報保護審議会にされた諮問及び改正前の情報公開条例第18条第1項の規定により宇治市情報公開審査会にされた諮問は、審議会にされたものとみなし、廃止前の個人情報保護条例及び改正前の情報公開条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

（宇治市情報公開条例の一部改正）

5 宇治市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 審査請求等

を

第1節 諮問等(第17条-第19条)

第2節 宇治市情報公開審査会(第20条)

第3節 審査会の調査及び審議の手続(第21条-第26条)

「第3章 審査請求(第17条-第19条)」に、「第27条-第31条」を「第20条-第24条」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第3章第1節の節名を削る。

第18条の見出し中「審査会」を「審議会」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「、第20条第1項に規定する宇治市情報公開審査会」を「、宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例(令和5年宇治市条例1号)第2条第1項に規定する宇治市情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

第3章第2節及び第3節を削る。

第4章中第27条を第20条とし、第28条を第21条とし、第29条を第22条とする。

第30条中「、毎年」を「、毎年度」に改め、同条を第23条とし、第31条を第24条とする。

(揭示済)

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を、ここに公布する。

令和5年3月24日

宇治市長 松村 淳子

### 宇治市条例第3号

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電を進めるに当たり、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生の防止並びに自然環境、生活環境及び景観(以下「自然環境等」という。)の保全並びに地域との調和を図り、もって市民の安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物に設置するもの

イ 道路標識等と一体となっているものであって、国又は地方公共団体が設置するもの

ウ 照明等と一体となっているものであって、規則で定めるもの

(2) 特定設備 太陽光発電設備のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 発電出力が50キロワット以上のもの

イ 事業区域(事業の用に供する土地の区域をいう。以下同じ。)の面積が500平方メートル以上のもの

(3) 事業 特定設備を設置(設置のための木竹の伐採、切土、盛土、埋立て、掘削等の造成行為を含む。以下同じ。)し、発電する事業をいう。

(4) 事業者 事業を行う者をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、災害の発生の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講じ、特定設備及び事業区域を安全かつ良好な状態に維持しなければならない。

(禁止区域)

第5条 市長は、災害の発生の防止、自然環境等の保全又は太陽光発電設備を設置する地域との調和のため、次の各号に掲げる区域を太陽光発電設備の設置を禁止する区域(以下「禁止区域」という。)として指定する。

(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第3号の国定公園の区域

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の風致地区の区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域及び同法第7条第1項の土砂災害警戒区域

(4) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

(6) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の史跡及び名勝の区域

(7) 文化財保護法第134条第1項の重要文化的景観の区域

(8) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)第5条第1項の近郊緑地保全区域であって、規則で定める区域

(事業の許可)

第6条 禁止区域以外の区域において、事業を実施しようとする事業者は、あらかじめ規則で定める事業計画(以下「事業計画」という。)を定め、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、次条第1項の規定による市長との協議を終えた日から1年を経過する日までに行わなければならない。

(事前協議)

第7条 前条第1項の許可を受けようとする事業者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、当該許可の申請をする前に、事業計画について市長と協議しなければならない。

2 市長は前項の協議があったときは、申請者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(周辺住民等への説明等)

第8条 申請者は、規則で定めるところにより、あらかじめ事業区域の周辺の住民及び関係者(以下この項及び次項において「周辺住民等」という。)に対し、事業計画の内容について説明会を開催しなければならない。この場合において、申請者は、周辺住民等の理解を得られるよう努めなければならない。

2 申請者は、周辺住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 申請者は、第1項の説明会を開催し、及び前項の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(許可の基準等)

第9条 市長は、第6条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときに限り、同項の許可をすることができる。

(1) 事業者が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない者